

平成 30 年度 事 業 計 画 書

社会福祉法人北斗市社会福祉協議会

《基本理念》

『ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり』

■基本方針

我が国は、少子高齢化により総人口の減少が進み、これまで経験したことのない人口減少社会、高齢社会に入っていくことが見込まれています。しかし、地方では、若者の都市部流出等によって、すでに人口は減少し、過疎化が進んでいます。

本市においても、若者の都市部流出等によって、ほとんどの地域で人口は減少しはじめており、過疎化が進む地域では、高齢化率が 50%を超えているところが存在します。また、人口減少に反し、一人暮らし高齢者は増え続けており、市内は「都市型構造の地域」と「農村集落型構造の地域」に分かれているため、生活環境や地域住民におけるつながり・支え合いの機能などは地域格差が拡大し、生活・経済・福祉などに関する課題は、地域ごとに異なっています。

平成 27 年 4 月からスタートした改正介護保険制度によって、支援が必要な状態の人に提供されていた全国一律の介護予防訪問介護等が、市町村の独自性や地域の特性を生かした、自分たちの手でふさわしい制度を創り上げることができる「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」に変わりました。この総合事業は、新しい「地域づくり」のはじまりであり、地域包括ケアシステムの入り口に位置付けされています。

また、平成 29 年 5 月に、この地域包括ケアシステムの強化を図るための法律案が可決・成立し、子供・高齢者・障がい者などすべての人々が、地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりをつくとともに、地域づくりの支援と公的福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援体制づくりの取り組みが、本年 4 月から始まります。

この地域共生社会を実現するためには、地域住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含めた、地域のあらゆる住民が役割を持ち、「おたがいさま」の気持ちでともに支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。

本会では、このたび、平成 30 年度からの第 2 期北斗市地域福祉実践計画を策定しました。これまでの実践計画の「基本目標」を「基本理念」に改め、『ともに支えあう、安心・安全・福祉のまちづくり』を『ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり』とし、元気高齢者をはじめとする、地域住民・関係団体、行政、関係機関

及び社会福祉法人・福祉施設等とともに地域共生社会の実現に向けた「地域づくり」に取り組む計画となっております。

本年2月に閣議決定された新たな「高齢社会対策大綱」のなかに、「高齢者の体力的年齢は若返っていて、65歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや、現実的なものではなくなりつつある。」との一文がありました。

本会では、元気高齢者が、高齢者自身の豊富な経験や知識、特技などを活かして地域づくりに取り組めるよう、ボランティア活動等の体制づくりの強化を図り、地域づくりに取り組んでまいります。

【重点的取り組み】

(1) 新たな福祉サービスの開発

過疎化が進む地域住民で移動手段の確保が難しく、閉じこもりがちな高齢者等のための生活支援と社会参加の動機づけとして、大型店舗等で高齢者等が自ら買い物ができるよう、地域住民やボランティア、社会福祉法人等とともに協働で買い物支援を行うなど、地域住民から要望の多い福祉サービスの開発等に取り組めます。

(2) ボランティアの育成と活性化

高齢者自身の豊富な経験や知識、特技などを活かし、元気高齢者が生活支援の担い手として活動できるよう、市民活動サポートセンターが中心となってボランティアの育成と活動支援を行うなど、ボランティア活動の強化に取り組めます。

(3) 組織体制の強化

「地域共生社会」の実現に向けて、本年度から実施される総合相談支援体制づくりのため、本会が実施している地域包括支援センターや生活相談支援センターなどの相談支援体制の連携強化を図るとともに、地域の関係団体や社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働・ネットワーク化による総合相談支援体制の基盤づくりに取り組めます。

(4) ふれあい・いきいきサロン等の普及活動

地域のつながりや絆を深めるため、住民同士がふれあい、いきいきと楽しく活動する、ふれあい・いきいきサロンやふまねっと運動の普及を図るほか、市民活動サポートセンターが中心となって、新たに子供・高齢者・障がい者などが一緒に楽しめる新しい運動等を導入し、地域住民のだれもが利用できる憩いの場づくりの支援に取り組めます。

(5) 職員研修の充実

新たな福祉課題に対応するため、本会職員の資質の向上と意識改革を目指し、各種研修・講習等に積極的に参加させ、人材の育成に取り組めます。

また、本会介護職員のキャリアアップ・スキルアップ等のための資格取得や研修に参加させるなど、本会事業所における人材の育成に取り組みます。

■事業実施計画

基本目標1 みんなで支え合い・助け合う地域づくり

(1) 小地域ネットワーク活動事業

各町内会を単位として、一人暮らしの高齢者や障がい者等の見守り活動や日常生活支援活動を推進し、活動費を助成します。

(2) サロン活動支援事業

《サロン活動支援事業》

町内会やボランティア団体等が会館等を活用し、定期的・継続的に施設を開放しながら、各種の催しを計画し、高齢者等の閉じこもりを防いだり、呼びかけすることで、地域とのかかわりを深めるため実施する「サロン活動」を推進し、支援します。

《ふれあい・いきいきサロン普及活動事業》(市委託事業)

ふれあい・いきいきサロンを定期的で開催する団体で、介護予防運動に資する運動等を取り入れている団体に対し、活動費を助成します。

(3) 「介護予防運動から始める地域づくり」活動

《ふまねっと運動普及事業》(市委託事業)

住民同士が気楽に、無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」や「ふまねっとサロン」等により、「地域住民が互いに助け合って暮らすことができる地域づくり」の動機づけとして、ふまねっと運動普及活動を実施します。

《ふまねっとサポーターの育成》

地域住民が自主的にふまねっと運動を実施できるよう、ふまねっとサポーターを育成します。

《ふまねっと本体購入費助成事業》

ふまねっと運動を定期的実施する団体に、ふまねっと本体の購入費の一部を助成します。

《誰もが参加できる介護予防運動の普及》

介護予防運動を通して地域のつながりや絆を深め、交流の要素をもち、男女区別なくレクリエーション感覚で楽しめる運動の普及に努めます。

(4) 高齢者による子育て支援活動の推進（新規事業の検討）

放課後児童クラブを設置できない地域や子育て支援拠点施設のない地域等で、町内会館や空き家を活用し、地域高齢者が中心となって子育て支援を行うよう、地域住民に働きかけ、企画立案・運営等を支援する事業の検討を進めます。

(5) 高齢者見守り活動等の充実

歳末助け合い募金を活用し、次の高齢者見守り活動等を実施します。

《高齢者見守り活動事業》

☆福祉五目ちらし配付事業

上磯地区の 70 歳以上の一人暮らし高齢者の居宅を訪問し、民生委員の協力のもとで五目ちらしを配付し、安否確認を実施します。

☆サンタクロース活動事業

大野地区の 70 歳以上の一人暮らし高齢者の居宅を訪問し、大野農業高校の生徒がサンタクロースに扮して民生委員児童委員等とともに、同校生徒等が制作した作品を配付し、安否確認を実施します。

《歳末福祉見舞金の支給》

市民の善意である「歳末たすけあい募金」による歳末福祉見舞金を、一人暮らしの高齢者や低所得世帯等に贈呈します。

(6) 福祉票事業

要援護者の緊急時の連絡先等を記載する福祉票を配付し、緊急時には救急隊員が福祉票を活用できるように対策を講じ、安心した日常生活の確保に努めます。

(7) オレンジカフェ（認知症カフェ）支援活動（新規事業の検討）

認知症の人やその家族、専門家、地域住民が集う場を提供し、互いの交流や情報交換を目的とするオレンジカフェ（認知症カフェ）の設置を福祉団体や福祉施設等に働きかけ、企画立案・運営等を支援する事業の検討を進めます。

(8) 買い物・お出かけ支援事業（新規事業）

《買い物支援事業》

買い物が困難な地域で一人暮らしの高齢者等を対象に、本会及びこの事業に協賛する社会福祉法人等が所有する車輛を利用して、大型店舗等での買い物支援が行えるよう実施に向けて検討します。

《お出かけ支援事業》

公共交通機関の利用が困難な地域で、閉じこもりがちな高齢者等を対象に、認知症予防と生きがいを目的として、本会及びこの事業に協賛する社会福祉法人等が所有する車輛を利用して、花見等へ出かけられるお出かけ支援が行えるよう実施に向けて検討します。

基本目標2 福祉の心を育む人づくり

(1) 社会福祉大会の開催

社会福祉に貢献のあった人達を表彰し感謝の意を表する大会とし、福祉活動の普及・推進のための講演等を実施し、福祉の啓蒙を図ります。

(2) ふれあい福祉まつり in 北斗の開催

福祉の様々な取り組みなどを楽しみながら学ぶ機会として、福祉関係者等が一堂に会し、福祉の啓蒙を図ります。

(3) ふれあい広場の開催

障がい者と地域住民とのふれあいと交流を図るための施設主催事業に対し、本会が共催事業として参加し、法人との連携を図ります。

(4) 社協だより発行

社協の事業や福祉団体等の活動を理解していただくための啓蒙活動として、「社協だより」を年4回発行し、町内会の協力を得て全戸配布します。

(5) 福祉講座の開催

テーマを限定した中で、より専門的な福祉を学ぶ機会として福祉講座を実施します。

(6) ボランティア体験講座の開催

施設の慰問等を通して、子ども達のボランティア体験の場を設定します。

(7) 市民活動サポートセンター事業

ボランティアの提供会員と依頼会員を登録し、それぞれの会員同士による相互援護活動を支援するとともに、本会が実施する各種事業の協力員等の人材育成を図ります。

(8) ボランティア連絡協議会活動支援

市内のボランティア団体等が加盟する連絡協議会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、ボランティア活動費を助成します。

(9) 母子寡婦会活動支援

母子寡婦会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。

(10) 老人クラブ連合会活動支援

老人クラブ連合会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。

(11) 身体障害者福祉協会活動支援

身体障害者福祉協会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。

(12) 遺族会活動支援

遺族会の事務局業務を担い、各種事業の運営を支援するとともに、活動費を助成します。

(13) 戦没者慰霊会

戦没者慰霊会の事務局業務を担い、慰霊祭を実施します。

(14) ボランティア団体活動支援

ボランティア活動を行う高校及び団体に対し、活動費を助成します。

(15) 地域福祉・ボランティア活動推進助成事業

地域づくり活動や福祉教育活動等に取り組む団体・学校等に対し、活動費を助成します。

基本目標3 安心して暮らせる福祉のまちづくり

(1) 居宅介護支援事業

ケアマネジャーを配置し、居宅における介護サービス計画（ケアプラン）の作成及び介護支援を実施します。

(2) 訪問介護事業

居宅における介護（介護保険、自立支援）のため、ヘルパーを派遣し、生活援助や身体介護等を実施します。

(3) 軽度生活援助事業（市委託事業）

在宅の一人暮らし高齢者等が自立生活を継続とともに、要介護状態への進行を防止するため、軽易な日常生活上の援助を行うヘルパーを派遣します。

(4) 生活管理指導員派遣事業（市委託事業）

基本的な生活習慣が欠如しているなど、社会適応が困難な高齢者に対して、要介護状態への進行を防止するため、ヘルパーを派遣します。

(5) 生活支援サービス事業（新規事業の検討）

高齢者自身の豊富な経験や知識、特技などを活かした生活支援サービスを、生活支援コーディネーターとともに開発し、ボランティアの育成と活動支援の実施に向けて体制整備を進めます

(6) 除雪サービス事業

《除雪サービス》（市委託事業）

市が決定した除雪サービス対象者にかかる除雪費用を各町内会等に支出します。

《情報提供》（新規取り組み）

市の委託事業の対象外である、屋根の雪下ろしや排雪等の実施業者の情報を市民に提供します。

(7) 食の自立支援事業（配食サービス事業）（市委託事業）

市が決定した配食サービス利用者に対して食事を提供します。（調理・配宅は社会福祉法人に委託）

(8) 法外介護サービス事業

介護保険や自立支援等では対応できない介護サービス等を実施します。

(9) 家族介護者交流事業（市委託事業）

重度の居宅介護を行っている家族に対して、介護から一時的に開放し、心身の元気回復を図るため、介護者相互の交流を実施します。

(10) 認知症対策

- ▷ 市が実施する「認知症初期集中チーム」に本会職員を参加させ、認知症対策に取り組みます。（市委託事業）
- ▷ 「ほくと市認知症の人と家族の会」の事務局業務を担い、認知症の人とその家族への支援と福祉の向上に努めます。

(11) 移動支援事業（市委託事業）

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出の際の移動の支援を行うため、ヘルパーを派遣します。

(12) 外出支援サービス事業（市委託事業）

交通機関の利用困難者に対して、医療機関による検査などの際に、移送用車両により送迎を行います。

(13) 福祉有償運送事業

介護を必要とする人の通院等にかかる移送サービスを実施します。

(14) 「介護予防運動から始める地域づくり」普及事業（再掲）（一部市委託事業）

《ふまねっと運動普及事業》

住民同士が気楽に、無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」や「ふまねっとサロン」等により、「地域住民が互いに助け合って暮らすことができる地域づくり」の動機づけとして、ふまねっと運動普及活動を実施します。

《ふまねっとサポーターの育成》

地域住民が自主的に実施するふまねっと運動を支援するため、地域住民のふまねっとサポーターを育成します。

《ふまねっと本体購入費助成事業》

ふまねっと運動を定期的実施する団体に、ふまねっと本体の購入費の一部を助成します。

《誰もが参加できる介護予防運動の普及》

介護予防運動を通して地域のつながりや絆を深め、交流の要素をもち、男女区別なくレクリエーション感覚で楽しめる介護予防運動の普及に努めます。

(15) 市民活動サポートセンター事業（再掲）

ボランティアの提供会員と依頼会員を登録し、それぞれの会員同士による相互援助活動を支援するとともに、本会が実施する各種事業の協力員等の人材育成を図ります。

(16) 福祉機器貸出し事業

譲り受けた車いすや介護ベッド等を公的サービスの利用が困難な人に一時的に貸し出します。

(17) ファミリー・サポート・センター事業（市委託事業）

子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）、その両方を兼ねる人（両方会員）が会員登録し、それぞれの会員同士による子育ての相互援助活動を支援します。

(18) 養育訪問支援事業（市委託事業）

「保護者の養育を支援することが必要な児童」、「保護者に監護させることが不適切と認められる児童」及び「保護者、又は出産後の養育について出産前に支援が必要と認められる妊婦」に対し、養育が適切に行われるように養育相談や指導、助言を実施します。

(19) 産前・産後サポート事業（市委託事業）

産前・産後のため家事や育児が困難な家庭に、子育て支援ヘルパーを派遣します。

(20) おもちゃサロン（あそ BiBa）事業

年齢に応じた遊び方やおもちゃ遊びを通じた健全育成を目的に、安心して遊ぶことのできる場や保護者の息抜きの場を提供するとともに、保育士等による相談支援を実施します。

(21) 日常生活自立支援事業

日常生活に支障をきたしている人に対して、生活支援員を配置し、生活支援を行います。

(22) 法人後見事業

身寄りがなく、後見人への報酬を支払う資力のない市民への法人後見を受任し、生活の支援を行います。

(23) 心配ごと相談所開設

本会事務所において、心配ごとなどの「よろず相談所」を通年開設します。

(24) 生活困窮者自立支援事業（市委託事業）

本会内に北斗市生活相談支援センターを設置し、生活困窮者や引きこもり、ニート、障がいなどで働くことに不安を抱えている人などに対して、地域において、自立した生活が送れるよう相談支援、就労準備支援及び家計相談支援を実施します。

(25) 生活困窮者等に対する安心サポート事業（新規事業／道社協・市町村社協・道内社会福祉法人による協働事業）

生活困窮者を取り巻く環境は複雑化し、制度だけでは対応しきれない“制度の狭間”にある人に対し、次の事業を実施します。

▷ 相談支援事業

制度の狭間の生活困窮などの課題を抱える人に対し、自立相談支援機関等と連携し、既存の制度や機関につないだり、経済的援助事業による給付により、自立につなげる相談支援を行います。

▷ 経済的援助事業

既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、援助の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、経済的援助を現物給付で行います。

(26) 生活福祉資金貸付

道社協からの事務委託により、離職者や低所得者にかかる生活資金の貸付相談、申請、生活支援、返済等にかかる業務を行います。

(27) 生活応急資金貸付

一時的な困窮者の生活に必要な資金の貸付を行います。

(28) 地域包括支援センター運営事業（市委託事業）

包括的支援業務として、高齢者の総合相談窓口、虐待対応など困難事例の対応等にあたるとともに、介護の要支援認定者等にかかる介護計画作成・支援業務を行います。

(29) 生活支援体制整備事業（市委託事業）

介護保険制度の総合事業の推進による地域の資源の開発や多様な主体のネットワーク化等を図るため、本会内に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、生活支援サービス等の基盤整備を図ります。

(30) 災害ボランティア活動の強化

災害時に備え、災害ボランティア活動が円滑に進められるよう、職員研修の強化と市民講座を開催します。

基本目標 4 組織体制の強化と基盤づくり

(1) 安定的財源の確保

本会がさらなる発展を遂げるために、次の事業等を展開し財源の確保に努めます。

- ▷ 市民から本会が評価されるよう、地域住民のための事業を展開します。
- ▷ 独自事業から市の委託事業に発展するよう、広域的又は市民協働による事業に取り組みます。
- ▷ 市からの委託事業を積極的に受託します。

(2) 保健センター指定管理（市委託事業）

市から次の保健センターの指定管理者指定を受けて、センターの貸出業務・施設管理を実施し、併せて本会事務所の確保に努めます。

- ▷ 北斗市保健センター（本部事務所）
- ▷ せせらぎ保健センター（支部事務所）。

(3) 社協会員増強運動

市民や企業等の社協会員の増員を図るための活動を実施します。

(4) 役職員の研修強化

本会の運営力・経営力の向上を図るため、社協役職員研修等の充実に努めます。

(5) 職員の研修強化

新たな福祉課題に対応していくため、職員の資質の向上と意識改革を目指し、各種研修・講習等に積極的に参加させ、人材の育成に取り組みます。

(6) 福祉人材の確保

本会の経営する訪問介護事業所等が実施する公的・制度外の福祉サービスの人材を確保するため、職業的従事者のみならず、ボランティアまで含めた、福祉サービス・活動を担う質の高い人材の育成に努め、働きやすい環境づくりを進めます。

(7) 事務局体制の強化

市民協働による地域づくりに重点を置き、地域福祉推進部門の強化を図ります。

(8) 福祉懇談会

行政と福祉団体・関係機関等が互いに地域福祉について語り合うための場を設定し福祉懇談会を実施します。

(9) 北斗市共同募金委員会事務局

共同募金委員会の事務局業務を担い、赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい募金運動を実施します。

(10) 赤い羽根共同募金活動

- ▷ 募金活動として、戸別募金、企業募金、職域・学校募金、街頭募金活動等の運動の充実を図ります。
- ▷ 赤い羽根共同募金の基本的なしくみ等について、広く市民に周知を図るため、社協だよりや本会ホームページ等を利用して広報活動を実施します。
- ▷ 本会独自の寄附金付きピンバッチを製作して募金活動を実施します。

(11) 歳末助け合い募金活動

町内会の協力を得て戸別募金を中心とした募金活動を実施します。

(12) 包括的相談支援体制の整備

「地域共生社会の実現」のための体制づくりとして、本会が受託している「生活困窮者自立支援事業」及び「地域包括支援センター運営事業」の連携強化を図り、市内にある相談・支援機関とのネットワークにより、総合相談体制の構築に取り組みます。

(13) 市民活動サポートセンター事業（一部再掲）

市民協働による「地域づくり」を目的として市民活動サポートセンターを設置し、高齢者等の生活支援や地域づくりを主な目的として活動する個人又は団体を

支え、協働による「地域づくり」を推進します。

また、災害時には「災害ボランティアセンター」としての機能を果たすため、災害救援活動の体制整備に取り組みます。

(14) 地域共生社会の実現のための支援の充実

本会が実施する、高齢者、障がい児者及び子育て家庭への福祉サービスを核に、「地域共生社会の実現」の生活支援体制づくりに取り組みます。